

畠地化支援に係る取組について

畠地化支援に係る取組に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。

● 交付対象農地の要件

- 申請の前年度において、**主食用米、戦略作物、産地交付金※又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付け**かれていること。

※都道府県又は地域が作成した水田収益力強化ビジョンにおいて、交付対象となっている作物。

- 申請年度の7月1日付けて、**交付対象水田から除外**すること。

- 交付が行われた年から**5年間は、以下の作物の作付け**を行うこと。

① **単価14.0万円/10a**の支援を受けた場合：販売を目的とした**高収益作物**

② **単価14.0万円/10a**の支援を受けた場合：販売を目的とした**畠作物**

※高収益作物以外の作物（水稻を除く。）

● 団地化要件

- 以下の①から④までのいずれかの取組により、**おおむね団地化された畠地※を形成**

※品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地（判断に迷う場合は個別に相談ください）。

① 交付対象農地単独



② 交付対象農地

+Aの要件※を満たす周辺農地



③ 交付対象農地

+Bの要件※を満たす周辺農地



※Bの要件

・**前年度までに当該取組の対象となった農地**であること。

④ 交付対象農地

+Aの要件※を満たす周辺農地

+Bの要件※を満たす周辺農地



※Aの要件

・申請年度の前年度から遡って**過去4年以上連続して水稻以外の作物が作付け**されていること。

・**申請年度においても水稻以外の作物の作付け**が予定されていること。

※Bの要件

・**前年度までに当該取組の対象となった農地**であること。

※畠地化した農地は交付対象除外農地一覧により毎年整理